

# 当行を取り巻く環境

## ◎ 興銀を取り巻く様々な動きについて、どのように考えていますか。

当行に対するご理解を深めて頂く為に、当行を取り巻く環境の中で主要トピックスである 長信銀制度、不良債権、金融債、西暦2000年問題、公的資金について、当行がどのように考え、対応しているかをご説明致します。

### Question 1

興銀を除く他の長信銀2行が国有化されたことにより、長信法の改廃問題が報じられておりますが、長信銀制度がなくなると、興銀にどのような影響が考えられますか。

**Answer** 昨年2行(株)日本長期信用銀行、(株)日本債券信用銀行)の破綻につきましては、バブル期に生じた過大な不良債権に起因するものであり、あくまでも個別行の問題であると認識しております。従って、長信銀制度とは全く関係ございません。

当行について申し上げます、既に長信銀制度制定以前に50年に及ぶ歴史を有し、幅広い有力なお取引先の基盤を有するとともに、社債及び株式の引受が可能であった戦前の証券市場におけるトップクラスのプレイヤーであり、長信銀制度創設後に設立された両行とは本質的に異なっていると言えます。

そもそも、長信銀制度は、戦後の資金不足期に、基幹産業を中心とした産業界に長期資金を供給する為に作られたもので、我が国経済の復興並びに高度成長に大いに貢献して参りました。その後、我が国経済が成熟化するに伴い資金需給も緩み、市中銀行が長期金融に進出する一方、優良企業の資金調達の手法も間接金融から直接金融へシフトして参りました。

また、昭和59年の日米・円ドル委員会以降、金融の自由化、国際化が段階的に進んで参りました。

こうした環境を受け、当行は既に、この頃よりこうした自由化、国際化の動きを積極的に後押しする為、規制緩和を主張して参りました。そして、平成5年4月の金融制度関連改革法施行により、子会社形態での銀行・証券・信託の相互乗り入れが始まると、当行は、いち早く興銀証券(株)、興銀信託銀行(株)を設立する等、金融の自由化に沿って着実に体制整備を行って参りました。

当行は、今後も、むしろ自由化、規制緩和を最大のビジネスチャンスと考え、前倒しに対応を進め、こうした金融市場の構造変化を踏まえつつ、従来の長期信用銀行という枠組みを超えた、強力で信頼感の溢れる「事業金融の担い手」として経営基盤を確立して参りたいと考えております。

### Question 2 不良債権について教えてください。

**Question** 不良債権処理の現状、見通しについて教えてください。

**Answer** 不良債権の処理につきましては、平成7年度の住専処理、平成9年度の自己査定の本格的な開始に伴う処理に加え、平成10年度も高水準の予防的な不良債権処理を行った為、直近4年間の累計で2兆6,089億円(損失額ベース)となりました。

不良債権処理損の推移

(単位:億円)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	合計
不良債権処理損	8,560	2,612	6,338	8,578	26,089
一般貸倒引当金純繰入額	4	211	140	665	1,021
合計	8,564	2,823	6,478	9,243	27,111

特に平成10年度は、資産健全性の一層の向上・改善を図

る見地から、金融監督庁の金融検査マニュアルや金融再生委員会の償却引当ガイドライン等の趣旨を踏まえた厳格な「自己査定基準」及び「償却引当基準」に基づき、予防的な引当処理を前倒しで行いました。更に、バルクセール等の債権売却や直接償却等のいわゆる最終処理も積極的に促進した結果、合計で8,578億円(一般貸倒引当金純繰入額を含めると9,243億円)と過去最高水準の不良債権処理損を計上致しました。

一方、期末の開示債権額につきましては、平成11年3月末のリスク管理債権の合計額は1兆8,441億円となり、平成10年3月末に比べ増加致しました。これは破綻先債権は減少したものの、開示対象をより一層拡大したことにより開示額全体が増加した

金融制度関連改革法については18ページをご参照ください。  
不良債権については65、67～69、73ページもご参照ください。  
平成10年の決算の概要については63～67、70～72ページをご参照ください。

為であり、新規の不良債権発生や債権内容の悪化は限定的でございます。尚、「延滞債権」\*1)の増加は、未収利息不計上基準の変更\*2)により「貸出条件緩和債権」から「延滞債権」に内訳区分がシフトしたこと等の特殊要因による影響であります。

また、平成11年3月末から新たに開示が義務付けられました「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づく開示債権は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権・危険債権・要管理債権の合計で1兆8,723億円となりました(開示債権額はいずれも取立不能見込額控除後)。

但し、リスク管理債権・金融再生法開示債権とも定義の性質上、一定のリスク管理は必要ではあるものの元本の回収には懸念がない債権も多く含んでいる為、開示債権の全額が不良債権という訳ではございません(67ページ参照)。

上記の予防的な不良債権引当や債権保全を一層促進した結果、平成11年3月末の保全率は破産更生債権及びこれらに準ずる債権は100%、危険債権は83.8%、要管理債権は52.7%となり、既に十分な水準に達しました。信用リスク管理の厳格化等を進めていること等ともあわせて、今後の不良債権処理損は大幅に縮小するものと考えております。

リスク管理債権の状況

(単位:億円)

	平成10/3末	平成11/3末	増減
破綻先債権	642	452	190
延滞債権	2,095	12,360	10,264
3カ月以上延滞債権	145	84	60
貸出条件緩和債権	8,206	5,544	2,662
リスク管理債権 合計	11,090	18,441	7,351

破綻先債権及び延滞債権について、取立不能見込額を控除した場合の残高を記載しております。尚、控除した金額は、平成11年3月末は破綻先債権1,009億円、延滞債権1,462億円、平成10年3月末は破綻先債権2,354億円、延滞債権2,250億円であります。

金融機能再生緊急措置法に基づく開示債権の状況

(単位:億円)

	平成10年 9月末残高	平成11年 3月末残高	残高増減	平成11年 3月末保全率	平成11年 3月末引当率
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,717	1,116	600	100.0%	100.0%
危険債権	8,831	11,977	3,146	83.8%	77.1%
要管理債権	2,841	5,629	2,787	52.7%	15.0%
上記債権 合計	13,390	18,723	5,333	75.4%	60.7%

破産更生債権及びこれらに準ずる債権について、取立不能見込額を控除した場合の残高を記載しております。尚、控除した金額は、平成11年3月末は2,724億円、平成10年9月末は3,685億円であります。

保全率=(担保・保証額+貸倒引当金)/債権額  
(信用部分に対する)引当率=貸倒引当金/債権額のうち信用部分

**Question** 自己査定について教えてください。

**Answer**

自己査定の目的

昨年4月に金融機関の健全性確保の為、銀行の自己資本比率が一定水準以下になった場合に業務改善命令等の措置が発動される「早期是正措置」が導入されました。各銀行は、自己資本比率を算出する為、自己責任原則に基づき、保有する貸出金等の資産の健全性を判定することが必要となりました。自己査定とは、このように、銀行の資産の健全性を銀行自身で判定する為に実施するものです。

自己査定の概要

自己査定は、まず、お取引先の経営状況を分析し、「正常先」、「要注意先」、「破綻懸念先」、「実質破綻先」、「破綻先」という5つのカテゴリ(債務者区分)に分類します。次に、担保の状況等を勘案の上、債権の回収の危険性に応じて4つの分類区分

に分類します。この自己査定の結果、回収の可能性が低いと判断される資産につきましては、当行の規定に基づき、償却や貸倒引当金の計上を実施致しております。このような財務上の不良債権処理がなされた後の資産状況によって算出した自己資本比率が、常に一定以上の水準を確保していることが求められております。

自己査定の実施体制

自己査定は、半期毎に営業部店によって第一次査定、更に審査部によって第二次査定を実施し、その結果を営業部店や審査部とは独立した組織である考査部が検証・監査することとしており、相互に牽制機能が働く体制になっております。また、銀行が実施した自己査定の結果は、監査法人の監査対象にもなっております。



用語解説

(\*1)リスク管理債権における「延滞債権」

未収利息不計上の貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金。当行では、自己査定において破綻懸念先・実質破綻先・破綻先とされた債務者に対する貸出金は、延滞の有無にかかわらずすべて「延滞債権(または破綻先債権)として開示するよう平成11年3月末より変更しました。

(\*2)未収利息不計上基準の変更

当行では、従来は税法基準(6カ月以上延滞等)に該当する貸出金の未収利息のみ不計上としておりましたが、平成11年3月末より自己査定において破綻懸念先・実質破綻先・破綻先とされた債務者に対する貸出金の未収利息をすべて不計上に変更しました。

▶ **Question** 興銀の債権放棄に対する考え方について教えてください。

▶ **Answer** そもそも当行が貸出した債権を放棄することは有り得ないということが大原則です。しかし、その原則を押し通した時、銀行の利害を超えた社会的悪影響が懸念される場合もあります。

例えば、ある企業において、その技術力、生産力、販売力等の存続が社会的に十分意義が認められる場合、あるいはその企業が破綻した場合、下請会社への連鎖倒産、大量失業等、地域経済に与える悪影響が甚だしくなる場合もございます。また、そのような企業が現経営者の経営責任を含め自他ともに認めるギリギリの厳しい再建計画を作成し、実行している

にも拘わらず、最後に債務の一部が負担となって、どうしても再建の見込みが立たない場合もあります。

一方、このような場合に、債権の回収だけを考えた時、その企業を直ちに破綻させるよりも、債権放棄することによって立ち直りを図った方が、結果的に回収額がより大きくなると期待できる場合もございます。

こうしたケースには、大変に思い悩むところでございますが、当行としては状況によって慎重に検討した上で、債権放棄を行うこともございます。

▶ **Question** 興銀のエマージングマーケット向け債権の現状について教えてください。

▶ **Answer** 平成9年のアジア通貨危機を発端として、アジア諸国では経済的・政治的に不安定な状況が続いておりますが、当行のアジア向け債権(平成10年度末、連結ベース)は下表に示す通り、平成9年度末に比べ4,058億円減少し、7,783億円となっております。また、中南米に対する債権(同)は1,024億円、ロシア等東欧に対する債権(同)は87億円となっております。

因みに、金融再生法に基づく開示債権額(平成10年度末、単体ベース)は、アジア向けにつきましては831億円、中南米

向け及び東欧向け開示債権額(同)は、各々1億円、32億円にすぎません。また、これらに対しては、予防的措置を含め、適切な引当処理を行っております。

今後につきましては、これらの地域の情勢が先行き不透明な要素もあることから、引き続き慎重な債権管理を行う一方、国際機関等との協調を含め、通貨・経済の安定化と新たな成長軌道への回復に向けた取り組みを行って参りたいと考えております。

エマージングマーケット向け債権残高(連結ベース)平成11/3末)

(単位:億円)

	タイ	中国	香港	韓国	インドネシア	シンガポール	マレーシア	フィリピン	小計	台湾	インド	その他	アジア計
日系	567	453	390	0	189	444	77	0	2,122	0	0	0	2,122
(うち当行単体・貸出金)	(473)	(345)	(355)	(0)	(161)	(358)	(61)	(0)	(1,756)	(0)	(0)	(0)	(1,756)
非日系	1,092	934	918	943	631	218	364	45	5,148	251	243	16	5,661
(うち当行単体・貸出金)	(976)	(853)	(887)	(942)	(378)	(190)	(327)	(45)	(4,602)	(219)	(236)	(16)	(5,075)
合計	1,659	1,387	1,309	943	820	663	441	45	7,271	251	243	16	7,783
(うち当行単体・貸出金)	(1,450)	(1,199)	(1,242)	(942)	(540)	(548)	(389)	(45)	(6,359)	(219)	(236)	(16)	(6,831)

(単位:億円)

	チリ	コロンビア	メキシコ	ブラジル	その他	中南米計	ロシア	その他	東欧計
日系	0	0	0	0	3	3	0	0	0
(うち当行単体・貸出金)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(3)	(0)	(0)	(0)
非日系	292	249	224	72	182	1,021	13	74	87
(うち当行単体・貸出金)	(282)	(237)	(212)	(72)	(154)	(958)	(13)	(34)	(48)
合計	292	249	224	72	185	1,024	13	74	87
(うち当行単体・貸出金)	(282)	(237)	(212)	(72)	(157)	(961)	(13)	(34)	(48)

注1 債権の対象:貸出金+支払承諾見返(保証)平成11/3末TTMLレート(120.55円/\$)で換算)

注2 日系:日本企業の出資比率が50%以上の子会社(親会社の保証徴求先は除く)

注3 記載金額は億円未満を切り捨てて表示しております。

**Question 3** 金融債について教えてください。

**Question** 普通銀行による普通社債の発行の解禁が予想され、5年利付国債の発行が見込まれる中、今後、金融債による資金調達への影響をどのように考えていますか。

**Answer** 金融債は、当行以外に(株)日本長期信用銀行、(株)日本債券信用銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、(株)東京三菱銀行、全国信用金庫連合会が発行しており、その市場規模は約60兆円にも上り、国債に次ぐ残高となっております。その中で、当行の金融債はその約3分の1を占めております。当行の金融債は、金融法人・機関投資家のお客様を中心に安定した需要がございますが、これは、十分な発行規模、市場実勢に則した定期的な発行に加え、高い流通性により、評価を頂いていることによるものです。

当行の金融債の残高は、足許の低金利の持続や平成2年に一時的に急増したワイドにより積み上がった残高が平成7年の満期以降緩やかに減少しているという要因を除きますと、順調に増加しております。尚、昨年度の金融債の残高は、約3,730億円減少致しましたが、これは大蔵省資金運用部の引受の減少によるものです。当行は、100年にも及ぶ金融債消化の実績の中で、



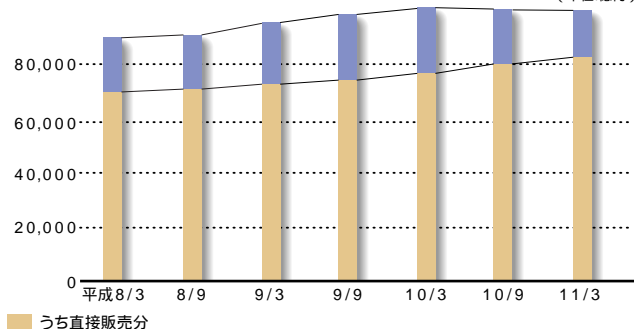
確固たる販売ネットワークを築いており、特に、調達の大きな柱である金融法人・機関投資家等に販売している期間5年の募集債のうち直接販売分につきましては、昨年度5,900億円程度増加し、また定例応募取引先につきましてもその数は増加しており、非常に順調と言えます。

普通銀行の普通社債発行は、本年10月に解禁される予定ですが、普通銀行は預金を基本的な資金調達手段としており、当行が長い年月をかけて築いてきたように、あえて今からコストと時間をかけて債券発行による資金調達を 선호するとは思われないことから、その債券発行はあくまでも限界的、従属的な資金調達手段として位置付けられるものと予想されます。従って、普通銀行が、普通社債を発行するとしても、その発行ロットは小さく、不定期発行となると予想され、また流通市場が十分に整備されていないことから、運用対象としても計画的運用・流動性の面で魅力が薄く、当行の資金調達に特段の影響が生じるとは考えておりません。

また、5年利付国債の発行につきましては、現在、政府等で検討されている最中であり、現段階では、詳細は不明ですが、今後発行されるとしても、機関投資家から見れば当行金融債とはレート面等全くジャンルの異なる運用対象であると受け取られると思われます。中期ゾーンの国債は、既に4年債、6年債が相当発行されておりますが、当行金融債の発行は堅調に推移しております。従って、市場にとって無理のない発行規模・頻度であれば、当行の資金調達への影響は極めて軽微であると思われます。

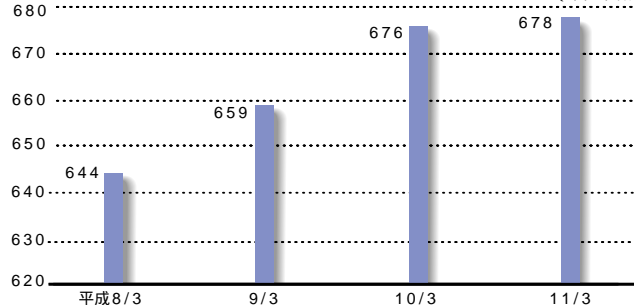
当行5年募集債残高の推移

当行の資金調達の柱である、5年募集債の残高は安定的に推移しております。  
(単位:億円)



当行5年募集債の定例応募取引先数推移

当行の資金調達の基盤である、募集債定例応募取引先は着実に増加しております。  
(単位:社数)



いずれにしても、当行の信頼を維持、向上させることが、このようなご心配を解消する第一歩でございますので、当行と致しましては、本年3月に策定・公表致しました「経営の健全化

のための計画」に基づき、経営全般にわたる一層の効率化・合理化に努め、確固とした収益基盤を確立することにより、信用力の一層の向上に努めて参ります。

**Question** 金融債の調達コストアップにより、興銀は収益を圧迫されるのではありませんか。

**Answer** 一昨年来続いております金融システム不安により、Flight to Quality(質への逃避)の問題が顕著になり、この結果、国債と社債・金融債の金利格差が大きく広がる等の影響が出ました。こうした動きは、当行金融債にも、少なからず影響を与えましたが、一般の社債発行コストは当行の金融債以上に上昇致しましたので、社債の発行コストに対する当行金融債の優位性は保たれております。即ち、金融債の調達コスト

上昇分は貸出等運用面で十分跳ね返しており、ご懸念には及ばないと存じます。

現在、金融システムの動揺も一段落し、Flight to Qualityの問題も沈静化しつつありますが、当行と致しましては、「経営の健全化のための計画」を着実に履行することにより、収益基盤をより一層強化するとともに、更なる信用力の向上に努めて参る所存でございます。

**Question** ペイオフが解禁されると、金融債は保護されなくなると聞いていますが、対策はできていますか。

**Answer** 金融債はそもそも無記名であり、債券という性質上、転々流通するという性格を持つ為、現在の預金保険法において、預金保険の対象を定める条文上、外貨預金や譲渡性預金と同様に保険金の支払対象となっております。

しかしながら、平成13年3月末までの間、信用秩序維持の観点から、当局のご判断により預金者や債権者の保護に万全を期すための特別措置が定められ、預金保険法の本則で対象とされる預金等の元本1,000万円以下の部分はもとより、金融債や外貨預金、譲渡性預金など、預金者や投資家が銀行に対して保有するすべての一般債権は保護されております。

尚、平成13年4月のペイオフ解禁以降の個人等小口の投資

家の保護は、金融システム上重要なテーマであり、現在、金融審議会等の場で、保護対象の拡大も含めて議論が進められております。当行と致しましては、ペイオフ解禁後の金融債に対するお客様の不安を解消する為、「経営の健全化のための計画」を着実に履行することにより、基礎収益力の向上と財務体質の改善に努め、信用力の一層の強化を図ります。

更に、こうした取り組みを補完する意味から、また、小口預金者の保護という預金保険制度の趣旨から、金融債のうち、個人向けに販売している保護預り債、財形債等預金に近い性格を有するものにつきましては、預金類似商品として付保対象とすることが望ましいと考えております。

**Question 4** 興銀は西暦2000年問題に適切に対応していますか。

**Answer** コンピューター西暦2000年問題への対応は、経営の最重要課題の一つと位置付けられ、システム部門担当常務取締役、総合企画部担当常務取締役を委員長、関連する14部の部長を委員とする「2000年問題推進委員会」が、全行的な対応の推進と進捗管理を行い、経営陣に毎月少なくとも1回、対応状況と進捗状況を報告しております。

当行では2000年問題を契機として問題が生じる情報システムや設備機器の調査、修正とテスト、入れ替え、危機管理計画の策定等の作業を推進致しております。既に本年3月末

時点で業務の中心となる重要なシステムの対応をほぼ終了し、6月末にはその他のシステム、設備も含め対応作業を完了致しました。また、対外的なシステム間接続を確認する為、日銀ネットや全銀ネット等の金融ネットワークシステムに関する総合的な接続テスト(インダストリーワイドテスト)にも参加する等万全を期しております。尚、対応が完了したシステムを維持する為、システムの修正を一時的に凍結し、2000年まで対応水準を維持する方針です。



更に、内部の監査部門が定期的に監査を行うとともに、法務部門が潜在的な法務リスクを検討し、チェックする体制も整えております。

お取引先各社の2000年対応状況につきましては、経営のコミットメント、対応の範囲、対応状況の進捗や危機管理計画の策定状況等の各項目を調査し、お取引先の2000年問題に起因する各種リスクの大小を判断する材料としております。

また、2000年問題から派生する、システムが正常に作動しないリスク、電気、ガス、水道等の社会インフラが正常に機能しないリスク、信用リスク、流動性リスク、法務リスク等、各種リスクに対応する為、危機管理計画を本年6月までに作成致しました。計画の内容としては、事前のリスク軽減策、非常時

の業務継続策、2000年前後の特別体制等を予定しており、これを基に7月以降に教育、試行することとしております。

2000年問題関連プロジェクトの総費用は約121億円を見込んでおり、この費用には人件費、ソフト・ハード新規購入費、ソフトの修正費用、弁護士、コンサルタント費用等も含まれております。

これら対応状況に関する情報は様々な媒体を利用して開示しており、特にインターネットのホームページ上でほぼ毎月更新し、当行の最新情報を掲載しております。当行に口座をお持ちのお客様には、各店の店頭で説明用のパンフレットを準備し、対応状況に関するご質問にお答えできるよう準備致しております。

( ) 当行のインターネットホームページ <http://www.ibjbank.co.jp>

**Question 5** 興銀は本年3月に6,000億円の公的資金を導入しましたが、その理由を教えてください。

**Answer** 当行は、本年3月に、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(いわゆる早期健全化法)第7条に基づき、優先株式及び永久劣後債の引受を申請致しました。

当行は、かねてより自己資本の充実は自助努力が基本であるとの認識の下、市場での株式や劣後社債等の発行を実施し、既に自己資本比率8%を大幅に上回る水準を確保しておりましたが、我が国の金融システムの再構築と我が国経済の活性化に資するという早期健全化法の趣旨を踏まえ、健全な企業への十分な資金供与を引き続き行うこと、グローバルに展開する金融機関としてふさわしい水準に自己資本を強化すること、並びに金融グループとしての収益力及び事業基盤を強化することを目的に公的資金を申請し、金融再生委員会の承認を得て、公的資金6,000億円を導入致しました。

尚、申請金額につきましては、今後とも、グローバルに展開する金融機関として十分な自己資本水準を確保するという観点から決定致しました。

償却原資につきましては、収益基盤の強化、経営体質の改善の効果により、5年程度で優先株式の導入額相当の自己資本の蓄積が可能であると考えております。

今回、(株)整理回収銀行に引き受けて頂きました優先株式並びに永久劣後債の内容につきましては以下の通りでございます。

まず、優先株式とは、当行普通株主総会における議決権が付与されていない一方、配当を受け取る権利及び残余財産分配権が普通株式に優先する株式です。発行後一定期間経過した後の当行普通株式への転換権が付与されており、公的資金導入に当たっては、この優先株式を3,500億円(2種類、各1,750億円)発行致しました。尚、優先株式は自己資本比率算出に当たり基本的項目(Tier1)に算入されます。

次に、永久劣後債とは、一般債権に比べ償還及び利払いの優先順位が劣後する債券で、償還期限は定められておりませんが、発行後5年経過以降の毎利払日に、金融監督庁の承認を得て発行価格にて償還することが可能となっており、公的資金導入に当たっては、この永久劣後債を2,500億円発行致しました。尚、劣後債は自己資本比率算出に当たり補完的項目(Tier2)に算入されます。

今般、我が国の金融システムの安定と金融機能の円滑化が経済の活性化にとって喫緊の課題であるとの認識の下、金融機関の早期健全化の枠組みが整備されましたが、当行は、公共的使命と社会的責任を持った金融機関としてこれを重く受け止め、業務の再構築に真摯に取り組み、与えられた使命を十分に果たして参りたいと考えております。